

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	—	仕様書番号	3-2
食器洗浄及び清掃作業 部外委託	作成	平成25年 1 月 8 日	
	変更	令和 2 年 1 2 月 3 日	
	作成部隊等名	需 品 学 校	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の松戸駐屯地及び柏高射教育訓練における食器洗浄及び清掃作業部外委託について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- a) **契約担当官**
食器洗浄及び清掃作業部外委託に係わる契約を締結する者をいう。
- b) **検査官**
契約担当官等の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者をいう。
- c) **監督官**
契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者をいう。
- d) **官側**
契約担当官，検査官及び監督官をいう。
- e) **受託者**
食器洗浄及び清掃作業部外委託契約を請け負う者をいう。
- f) **作業従事者**
この役務に直接従事する者をいう。
- g) **現場責任者**
作業現場における一切の責任を有し，作業従事者の管理，技術指導，官側との交渉等に従事する者をいう。
- h) **作業従事者等**
現場責任者及び作業従事者をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) **仕様書**
3-1 給食業務の部外委託
- b) **法令等**
食品衛生法（昭和22年法律第233号）
食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
大量調理施設衛生管理マニュアル
（厚生労働省 平成9年3月24日付け衛食第85号）

2 役務に関する要求

役務に関する要求は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

2.1 作業条件

受託者は、労働基準法，労働安全衛生法，最低賃金法，パートタイム労働法，労災保険法などの関係法令に基づき作業従事者の労務管理を行うものとし，これらの履行について争議が発生した場合，契約担当官もしくは給食担当官に対し，書面により経緯を説明するものとする。

2.2 本委託業務の概要

本委託業務の概要は、次による。

- a) 令和3年度食器洗浄及び清掃作業部外委託予定表(松戸駐屯地)及び令和3年度年度食器洗浄及び清掃作業部外委託予定表(柏高射教育訓練場)は、表1とする。
- b) 食器・配食缶類の洗浄及びこれらに付随する作業は、次による。
 - 1) 喫食後の食器類を食器洗浄機、洗剤などを使用して洗浄し、食器かごなどに分類・整理して収納の上、指定の場所に格納する。この際、食器かご及び食器消毒保管庫などの保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れするものとする。
 - 2) 配食後の食缶類を水槽、洗剤などを使用して洗浄し、指定の場所に格納する。この際、保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れするものとする。
 - 3) 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材・用具は、使用後に洗浄・手入れし、指定の場所に格納するものとする。
 - 4) 作業終了後、食器洗浄室を清掃するものとする。
- c) 食堂(事務室、厨房及び糧食保管庫を除く。)の清掃(ゴミ等処分含む。)及びこれに付随する作業は、次による。
 - 1) 喫食終了後、食卓、椅子及び食卓備付品及び帽子入れ棚などをぞうきん又はふきんを使用して清掃する。
 - 2) 喫食終了後、食堂の床、ドアなどを清掃器材・用具を使用して清掃する。特に、汚れている箇所は水洗いする。
 - 3) 作業終了後、清掃器材・用具を手入れし、指定の場所に格納する。
 - 4) 次の食事に必要な食器の準備、卓上の調味料・消耗品等の補充、交換及び洗浄
- d) 各作業量については、次による。
 - 1) 洗浄する食器・食缶類の種類及び数量は表2を基準とする。

表2-洗浄する食器・食缶類の種類・数量

単位：個

種 類		作業区分	1日当たりの平均予定数量		
			朝食作業	昼食作業	夕食作業
食 器 類	飯わん		320	360	280
			0	30	10
	汁わん		320	360	280
			0	30	10
	菜皿・洋皿・角皿又は 仕切り皿		320	360	280
			0	30	10
	小 皿		320	360	280
			0	30	10
	小 鉢		320	360	280
		0	30	10	
湯のみ		320	360	280	
		0	30	10	
盆		320	360	280	
		0	30	10	
は し		320	360	280	
		0	30	10	
スプーン・レンゲ等		160	180	140	
		0	30	10	
食 缶 類	保温食缶		3	6	3
			0	0	0
	食 缶		6	10	10
		0	0	0	
ホテルパン		9	18	9	
		0	0	0	
注 記		1 上段：松戸駐屯地 下段：柏高射教育訓練場 2 松戸駐屯地の休日(土・日・祝日)等の食器・食缶類の数量は、上記の40%を基準とし、朝食は作業を行わないものとする。 3 柏高射教育訓練場は、朝食及び休日(土・日・祝日)の作業を行わないものとする。			

- 2) 作業開始時間及び終了時間は、表3を基準とする。

表3－作業開始時刻及び終了時刻

松戸駐屯地

区 分	開始時刻	終了時刻	注 記
朝食作業	09時00分	11時30分	平日
昼食作業	12時00分	13時30分	平日
	10時30分	13時00分	休日 (土・日・祝 日)
夕食作業	15時00分	18時30分	平日
	15時30分	18時00分	休日 (土・日・祝 日)

柏高射教育訓練場

区 分	開始時刻	終了時刻	注 記
昼食作業	12時30分	13時30分	平日
夕食作業	17時30分	18時00分	

- 3) 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの数量は、表4を基準とする。

表4－各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子の数量

区 分	面積又は数量	
	松戸駐屯地	柏高射教育訓練場
食 堂	465.0 m ²	111.6 m ²
食器洗浄室	41.8 m ²	16.2 m ²
食 卓	65卓	15卓
椅 子	260脚	56脚
調味料コーナ備付品	6組	5組

- 4) 表2及び表3については、災害等の不測事態及び訓練等による突発的な食数の増数に伴い、洗浄する食器・食缶類の種類・数量及び配食時作業開始時刻・終了時刻の変更する場合は、表2及び表3により変更するものとする。

2.3 本委託業務の態勢

本委託業務の態勢は、調達要領指定書に指定する場合を除き、次による。

- 受託者は委託業務を完成するために必要な作業従事者の数を自らの判断で決定するものとする。
- 受託者は、委託業務実施間、現場責任者を常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ代理の者を選任し、現場責任者に代わって権限を執行できる態勢をとらなければならないものとする。
ただし、柏高射教育訓練場においては、官側との調整によるものとする。
- 現場責任者は、前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任及び受託者が給食業務の部外委託を兼ねる場合は給食業務の部外委託の現場責任者の兼任を妨げないものとする。
- 作業従事者等は、日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができるものとする。

2.4 衛生に関する事項

衛生に関する事項は、次による。

- 受託者は、厚生労働省の定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」（以下“マニュアル”という。）に定める調理従事者などの衛生管理に基づき、作業従事者の衛生管理を行うものとする。ただし、マニュアルの5（4）③に記述される、「10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。」については、官側としてこれを要求しないものとし、受託者が自主的に実施する場合は、受託者側の負担とする。

- b) 受託者は、この作業従事者等について、部外医療機関において毎月、腸管出血性大腸菌検査を含んだ菌検索を実施し、その結果を表5で示す時期までに提出するものとする。
なお、5月から10月の間は毎月2回実施するものとし、官側が必要と認めた菌検索については、その都度対応するものとする。
- c) 作業従事者等に係る食中毒などが発生し、損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合は、受託者が官側に対し損害賠償の責任を負うものとする。
- d) 受託者は、作業従事者等について官側が“マニュアル”別紙に示す従事者などの衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格を指示した者は、就業させてはならないものとする。
- e) 受託者は、衛生管理に関する点検及び教育を月1回以上行うものとし、点検者等は作業従事者等以外で「食品衛生責任者」の資格を有するものとする。

3 本委託業務の細部内容

本委託業務の細部内容は、調達要領指定書に示す場合を除き、次による。

3.1 全般

- a) 作業実施間の服装は、常に清潔なものを使用し、白色を基調とした調理服、エプロン、マスク及び手袋等を着用するとともに、容易に脱落しないように名札を付けるものとする。また、現場責任者は所在を明確にするため常時腕章又は、これに類する帽子等を容易に脱落しないように装着するものとする。
- b) 現場責任者（必要に応じ作業従事者）は、官側が実施する調理ミーティング等に参加して、調理及び配食の細部要領について認識の統一を図るものとする。（給食業務の部外委託を兼ねる場合を除く。）
- c) 作業従事者等は、食中毒予防及び異物混入防止の観点から、マニュアルを遵守するとともに、身体を常に清潔に保ち、時計、装飾品等の私物品を厨房内に持ち込まないものとする。また、現場責任者にあっては、筆記具などの持ち込みが必要な場合も必要最小限とし、紛失及び脱落防止に努めるものとする。
- d) 作業従事者等の官側における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。
- e) 作業の進捗によって、官側が示す作業開始時刻及び終了時刻の時間内に作業が終了しない場合については、作業が終了するまで実施するものとする。

3.2 作業に関する指示

- a) 器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 安全に万全を期すものとする。
 - 2) 作業従事者等が器材などを使用して負傷した場合は、受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、器材の故障の未然防止に努めるものとする。
 - 4) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならないものとする。
- b) 受託者は、本役務の実施に際して、施設の使用、火災予防、施設・区域の立ち入り、車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。
- c) 受託者は、官側が受検する各種検査等（会計検査、会計監査、給食審査、保健所等の立入検査、防火点検等）及び教育実習生の受け入れに協力するものとする。
- d) 受託者及び作業従事者等は、業務実施上知り得た情報を他に漏らし、または利用してはならない。また、契約終了後又は契約解除後も同様とする。

4 監督・検査

- a) 各作業の実施時間、衛生及び安全面について、また、作業要領などについて監督官から指示等を受けた場合は、現場責任者はその指示に基づき対応するものとする。
- b) 各食の作業が終了したときは、検査官に届け出て検査を受けるものとする。
- c) 受託者は、仕様書に示す作業、経費負担及び提出書類などが適時かつ確実に実施できず、官側から改善・処置を求められた場合には、速やかに改善計画を提出し、官側の承認を得た後、改善するものとする。
- d) 前項の改善計画による改善がなされなかった場合、官側は契約に関する減額又は契約解除などの処置を講ずるものとする。

5 その他の指示

5.1 官側からの通知事項

官側からの通知事項は、表5による。

表5－官側からの通知事項

通知事項	通知頻度	通知時期（基準）	備考
給食予定人員	月1回	翌月分を前月10日まで	4月分は左記に関わらず引き継ぎ期間に通知
献立表	月1回	同上	同上
確定人員 献立材料表	週3回	当該給食日の3～7日前基準	下記の通り通知することを例とする。 1 前週金曜日に月～金曜日分を通知 2 月曜日に土・日曜日分を通知
調理及び配食細部要領	平日毎日	平日朝09時00分	調理ミーティング時

5.2 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表6による。

表6－提出書類

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
作業従事者一覧	年1回	業務開始10日前まで	従事者に変更があればその都度提出するものとする。
作業従事者菌検索結果	月1回以上	1 毎月末まで （ただし、受託年度4月分は業務開始の10日前まで） 2 5月～10月までの期間は、月2回検査を実施 その結果については、 第2週分→毎月末まで 第4週分→翌月第2週末まで	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めるものとする。 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 従事者に変更があればその都度提出するものとする。
作業従事者勤務割振表 （勤務予定表）	月1回	翌月分を前月25日まで （ただし、受託年度4月分は業務開始前月20日まで）	従事者に変更があればその都度提出するものとする。
役務完了届	月1回	当月分を翌月5日まで	—
衛生管理に関する点検及び教育の実施記録	月1回	当月分を翌月7日まで ただし、受託年度3月については、当月末まで	2.4e) に示す内容のものとする。

5.3 受託者が使用できる国有財産

a) 施設

本委託業務に係る施設は、松戸駐屯地及び柏高射教育訓練場の食堂、厨房、控室及び更衣室とする。

b) 食器洗浄器材等

食器洗浄器材等は、表 7 を基準とする。

表 7－食器洗浄器材等

厨房器材及び器具	数 量		型式等
	松戸 駐屯地	柏高射教 育訓練場	
厨房処理機	1 台	—	関西技研工業（株）分離型（改）
蒸気式消毒保管庫， 2 号	1 台	1 台	（株）フジマック「F S D B W 4 0」
蒸気式消毒保管庫， 4 号	1 台	1 台	（株）明城製作所「M V W - 2 0」
かきあげ式洗浄機 （浸漬槽付）	1 台	—	（株）フジマック「F A D 2 5 1 L S . S u p . U X」
シンク	1 台	1 台	—

c) 経費負担区分

- 1) 本委託業務に伴う電気，ガス，水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。
- 2) 現場責任者は，作業従事者等の故意又は過失により食材，施設及び設備等に損害を与えた場合は，速やかに監督官を通じて契約担当官に報告するとともに，官側の指示に基づき受託者の責任と費用負担において速やかに現状復帰するものとする。

5.4 受託者の経費区分

5.3.c)において官側負担とした費用を除き，作業従事者等の被服，清掃用具，洗剤，事務用品，保健衛生消耗品及び各種検査等の本委託業務に必要なすべての経費は受託者負担とする。

5.5 本委託業務の引継ぎ

受託者は，受託年度 4 月 1 日以降の本委託業務受託予定者から業務内容の引継ぎに関する申し出があった場合は，当該引継ぎが受託年度 3 月 3 1 日までに完了するよう協力しなければならないものとする。

5.6 仕様書に関する疑義

受託者は，この仕様書に疑義が生じた場合は，契約担当官と協議するものとする。

表1—令和3年度食器洗浄及び清掃作業部外委託予定表（松戸駐屯地）

月	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		備 考	
日	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務		
1	木	○	土	◎	火	○	木	○	日	◎	水	○	金	○	月	○	水	○	土	◎	火	○	火	○	1 平日 ○ 2 土日祝日シフト ◎	
2	金	○	日	◎	水	○	金	○	月	○	木	○	土	◎	火	○	木	○	日	◎	水	○	水	○		
3	土	◎	月	◎	木	○	土	◎	火	○	金	○	日	◎	水	◎	金	○	月	◎	木	○	木	○		
4	日	◎	火	◎	金	○	日	◎	水	○	土	◎	月	○	木	○	土	◎	火	○	金	○	金	○		
5	月	○	水	◎	土	◎	月	○	木	○	日	◎	火	○	金	○	日	◎	水	○	土	◎	土	◎		
6	火	○	木	○	日	◎	火	○	金	○	月	○	水	○	土	◎	月	○	木	○	日	◎	日	◎		
7	水	○	金	○	月	○	水	○	土	◎	火	○	木	○	日	◎	火	○	金	○	月	○	月	○		
8	木	○	土	◎	火	○	木	○	日	◎	水	○	金	○	月	○	水	○	土	◎	火	○	火	○		
9	金	○	日	◎	水	○	金	○	月	◎	木	○	土	◎	火	○	木	○	日	◎	水	○	水	○		
10	土	◎	月	○	木	○	土	◎	火	◎	金	○	日	◎	水	○	金	○	月	◎	木	○	木	○		
11	日	◎	火	○	金	○	日	◎	水	◎	土	◎	月	◎	木	○	土	◎	火	○	金	◎	金	○		
12	月	○	水	○	土	◎	月	○	木	◎	日	◎	火	○	金	○	日	◎	水	○	土	◎	土	◎		
13	火	○	木	○	日	◎	火	○	金	◎	月	○	水	○	土	◎	月	○	木	○	日	◎	日	◎		
14	水	○	金	○	月	○	水	○	土	◎	火	○	木	○	日	◎	火	○	金	○	月	○	月	○		
15	木	○	土	◎	火	○	木	○	日	◎	水	○	金	○	月	○	水	○	土	◎	火	○	火	○		
16	金	○	日	◎	水	○	金	○	月	○	木	○	土	◎	火	○	木	○	日	◎	水	○	水	○		
17	土	◎	月	○	木	○	土	◎	火	○	金	○	日	◎	水	○	金	○	月	○	木	○	木	○		
18	日	◎	火	○	金	○	日	◎	水	○	土	◎	月	○	木	○	土	◎	火	○	金	○	金	○		
19	月	○	水	○	土	◎	月	◎	木	○	日	◎	火	○	金	○	日	◎	水	○	土	◎	土	◎		
20	火	○	木	○	日	◎	火	○	金	○	月	◎	水	○	土	◎	月	○	木	○	日	◎	日	◎		
21	水	○	金	○	月	○	水	○	土	◎	火	○	木	○	日	◎	火	○	金	○	月	○	月	◎		
22	木	○	土	◎	火	○	木	○	日	◎	水	○	金	○	月	○	水	○	土	◎	火	○	火	○		
23	金	○	日	◎	水	○	金	○	月	○	木	◎	土	◎	火	◎	木	○	日	◎	水	◎	水	○		
24	土	◎	月	○	木	○	土	◎	火	○	金	○	日	◎	水	○	金	○	月	○	木	○	木	○		
25	日	◎	火	○	金	○	日	◎	水	○	土	◎	月	○	木	○	土	◎	火	○	金	○	金	○		
26	月	○	水	○	土	◎	月	○	木	○	日	◎	火	○	金	○	日	◎	水	○	土	◎	土	◎		
27	火	○	木	○	日	◎	火	○	金	○	月	○	水	○	土	◎	月	◎	木	○	日	◎	日	◎		
28	水	○	金	○	月	○	水	○	土	◎	火	○	木	○	日	◎	火	◎	金	○	月	○	月	○		
29	木	◎	土	◎	火	○	木	○	日	◎	水	○	金	○	月	○	水	◎	土	◎	/	/	火	○		
30	金	◎	日	◎	水	○	金	○	月	○	木	○	土	◎	火	○	木	◎	日	◎	/	/	水	○		
31	/	/	月	○	/	/	土	◎	火	○	/	/	日	◎	/	/	金	◎	月	○	/	/	木	○		年間勤務日数
平日勤務○	20		18		22		21		17		20		20		20		18		19		18		22		235	
休日勤務◎	10		13		8		10		14		10		11		10		13		12		10		9		130	
月間勤務日数	30		31		30		31		31		30		31		30		31		31		28		31		365	

表1 - 令和3年度食器洗浄及び清掃作業部外委託予定表 (柏高射教育訓練場)

月	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		備 考	
日	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務	曜日	勤務		
1	木	○	土	/	火	○	木	○	日	/	水	○	金	○	月	○	水	○	土	/	火	○	火	○	平日 ○	
2	金	○	日	/	水	○	金	○	月	○	木	○	土	/	火	○	木	○	日	/	水	○	水	○		
3	土	/	月	/	木	○	土	/	火	○	金	○	日	/	水	/	金	○	月	/	木	○	木	○		
4	日	/	火	/	金	○	日	/	水	○	土	/	月	○	木	○	土	/	火	○	金	○	金	○		
5	月	○	水	/	土	/	月	○	木	○	日	/	火	○	金	○	日	/	水	○	土	/	土	/		
6	火	○	木	○	日	/	火	○	金	○	月	○	水	○	土	/	月	○	木	○	日	/	日	/		
7	水	○	金	○	月	○	水	○	土	/	火	○	木	○	日	/	火	○	金	○	月	○	月	○		
8	木	○	土	/	火	○	木	○	日	/	水	○	金	○	月	○	水	○	土	/	火	○	火	○		
9	金	○	日	/	水	○	金	○	月	/	木	○	土	/	火	○	木	○	日	/	水	○	水	○		
10	土	/	月	○	木	○	土	/	火	/	金	○	日	/	水	○	金	○	月	/	木	○	木	○		
11	日	/	火	○	金	○	日	/	水	/	土	/	月	/	木	○	土	/	火	○	金	/	金	○		
12	月	○	水	○	土	/	月	○	木	/	日	/	火	○	金	○	日	/	水	○	土	/	土	/		
13	火	○	木	○	日	/	火	○	金	/	月	○	水	○	土	/	月	○	木	○	日	/	日	/		
14	水	○	金	○	月	○	水	○	土	/	火	○	木	○	日	/	火	○	金	○	月	○	月	○		
15	木	○	土	/	火	○	木	○	日	/	水	○	金	○	月	○	水	○	土	/	火	○	火	○		
16	金	○	日	/	水	○	金	○	月	○	木	○	土	/	火	○	木	○	日	/	水	○	水	○		
17	土	/	月	○	木	○	土	/	火	○	金	○	日	/	水	○	金	○	月	○	木	○	木	○		
18	日	/	火	○	金	○	日	/	水	○	土	/	月	○	木	○	土	/	火	○	金	○	金	○		
19	月	○	水	○	土	/	月	/	木	○	日	/	火	○	金	○	日	/	水	○	土	/	土	/		
20	火	○	木	○	日	/	火	○	金	○	月	/	水	○	土	/	月	○	木	○	日	/	日	/		
21	水	○	金	○	月	○	水	○	土	/	火	○	木	○	日	/	火	○	金	○	月	○	月	/		
22	木	○	土	/	火	○	木	○	日	/	水	○	金	○	月	○	水	○	土	/	火	○	火	○		
23	金	○	日	/	水	○	金	○	月	○	木	/	土	/	火	/	木	○	日	/	水	/	水	○		
24	土	/	月	○	木	○	土	/	火	○	金	○	日	/	水	○	金	○	月	○	木	○	木	○		
25	日	/	火	○	金	○	日	/	水	○	土	/	月	○	木	○	土	/	火	○	金	○	金	○		
26	月	○	水	○	土	/	月	○	木	○	日	/	火	○	金	○	日	/	水	○	土	/	土	/		
27	火	○	木	○	日	/	火	○	金	○	月	○	水	○	土	/	月	/	木	○	日	/	日	/		
28	水	○	金	○	月	○	水	○	土	/	火	○	木	○	日	/	火	/	金	○	月	○	月	○		
29	木	/	土	/	火	○	木	○	日	/	水	○	金	○	月	○	水	/	土	/	/	/	火	○		
30	金	○	日	/	水	○	金	○	月	○	木	○	土	/	火	○	木	/	日	/	/	/	水	○		
31	/	/	月	○	/	/	土	/	火	○	/	/	日	/	/	/	金	/	月	○	/	/	木	○		年間勤務日数
平日勤務○	21	17	22	21	17	20	20	20	18	19	18	22	235													
月間勤務日数	21	17	22	21	17	20	20	20	18	19	18	22	235													